

○ 憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

○ 自衛隊法第3条（自衛隊の任務）

- 1 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が國を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。
- 2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

(以下略)

○ 自衛隊法第52条（服務の本旨）

隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

○ 自衛隊法第53条（服務の宣誓）

隊員は、防衛省令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。